公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第２８号
秋田県湯沢市稲庭町字小沢58番地
債務者　佐藤禮子こと　佐藤　禮子
1　決定年月日時　平成28年５月６日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　京野　垂日
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月２日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２８年（フ）第２９号
秋田県湯沢市稲庭町字小沢58番地
債務者　佐藤　　武
1　決定年月日時　平成28年５月６日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　京野　垂日
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月２日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２７年（フ）第１１５号
宮崎県日向市大字財光寺3610番地１
債務者　木田　國子
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　純一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月29日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第６１０号
福岡県太宰府市石坂１丁目９番22号
債務者　川口　雅子
1　決定年月日時　平成28年５月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川副　正敏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第６１１号
福岡県太宰府市石坂１丁目９番22号
債務者　川口　憲美
1　決定年月日時　平成28年５月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川副　正敏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第９１号
長崎県西海市西彼町風早郷919番地
債務者　松尾　博則
1　決定年月日時　平成28年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　有馬　　理
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第６３１号
札幌市東区北23条東２丁目１番12号　バロンハイツ白樺101号
債務者　佐藤　　洋
1　決定年月日時　平成28年５月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田英里佳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月22日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７３号
金沢市森山１丁目29番14号
債務者　浅野　朋子
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺田　玲子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５５６号
さいたま市中央区円阿弥４丁目７番６号
債務者　深草　緑朗
1　決定年月日時　平成28年５月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保村康史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月５日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第８３０号
横浜市西区北軽井沢34番地
債務者　葛生　正男
1　決定年月日時　平成28年５月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　寛康
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月23日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１８号
三重県度会郡度会町小萩442番地２
債務者　作野　和江
1　決定年月日時　平成28年５月９日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田形　祐樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月24日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２８年（フ）第９８号
宮崎市松橋１丁目３－３　アートビル133－502号、住民票上の住所宮崎市清武町加納乙333番地61
債務者　瀬尾　祐司
1　決定年月日時　平成28年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田　文彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月26日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第４９号
北海道伊達市舟岡町367番地８
債務者　奥出　　颯
1　決定年月日時　平成28年５月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第７３号
盛岡市高松２丁目６番19号　オサノハイツ102号、旧住所盛岡市みたけ３丁目22番49号
債務者　里舘　俊彰
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第９３号
盛岡市上堂１丁目14番48号　上堂ハイツ202号
債務者　中村むつみ
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第５１号
群馬県館林市富士原町1133番地の37、前住所埼玉県比企郡吉見町大字長谷1109番地５
債務者　矢吹　秀明（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成28年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
前橋地方裁判所太田支部